

令和4年1月27日

保護者様

備前市立三石中学校
校長 小郷 康弘

まん延防止等重点措置期間中における本校の対応について

厳寒の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
既に報道でご承知の通り、岡山県全域にまん延防止等重点措置が発令されました。
それに伴い、現在実施している感染予防対策や教育活動の制限を継続するとともに、下線部の対応を新たに追加いたしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

措置期間中の対応 ※期間 2月20日(日)まで

1 感染防止の指導の徹底

- ・マスク着用・こまめな手洗い・常時換気等の一層の徹底を図ります。
マスクは、効果が高いとされる不織布マスクの着用をお勧めします。

2 朝の健康観察

- ・教室に入る前、教員が2階の階段付近で、体温等を記録している「健康チェックカード」の内容や顔色・体調等を確認します。
- ・教室で朝の会の時、カードの回収・再確認をします。

【留意事項】

- ・家族の方の体調も確認いたしますので、生徒にお伝えください。
- ・生徒が発熱・風邪様の症状がある場合に加え、家族の方が同様の症状の場合も出席停止の対象となりますので、ご連絡ください。
- ・登校は午前8時以降の時間としてください。
- ・登校後に体調不良となった場合、生徒の迎えをお願いすることとなりますので、ご協力をお願いします。

3 教育活動の制限

○授業

- ・感染リスクが高いと考えられる活動は、内容の入れ替えや活動形態を変更します。
- ・ゲストティーチャー等、授業に外部の方をお招きすることを控えます。

○部活動

- ・停止します。

4 期間中の行事

【1月】 ・23日(日) なわとびグラウンドゴルフ大会 中止
・24日(月) 中学校入学説明会(6年生保護者) 中止

【2月】 ・2日(水) 1・2年生参観日 中止
・2日(水) P T A 執行部会 2月21日(月)以降に延期
・7日(月) 6年生の中学校見学会 3月3日(木)に延期
・10日(木) 1年生職場訪問 中止又は延期
・14日(月) 2年生だっぴ(伊里中と合同開催) 中止
・17日(木) P T A 常任委員会 会の開催を中止し書面協議

※今後、まん延状況等により変更が生じる可能性があります。その場合は文書やメールによりその都度連絡いたします。

令和4年1月27日

備前市立学校保護者の皆様へ

備前市教育委員会
教育長 松畑 熙一

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る児童生徒等出欠取扱い
の変更について

平素より、保護者の皆様におかれましては、備前市の教育にご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、このたび本市がまん延防止等重点措置の対象地域となりました。

これをうけ、令和4年1月21日付文書でお知らせいたしました「**感染防止強化期間**」を、**まん延防止等重点措置期間中のレベル2対応へと移行**します。

これにより、児童生徒の出欠の取り扱いについて、**令和4年1月28日より同居のご家族に風邪症状が見られる場合も出席停止**となりますので、何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、備前市立学校においては、教育活動における感染防止対策を一層徹底してまいります。お子様の健康面などで不安がある場合等は、学校へご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

記

新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。）」とする目安

(1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。

- ①新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
- ②医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- ③その他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができる。

(2) 出席停止となる場合

- ①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ②保健所により濃厚接触者に特定された場合
- ③本人**又は同居の家族**に風邪の症状が見られる場合

期間については、上記(1)－①、(2)－①、②については、保健所・医師から指示のあった期間、上記(1)－②については、主治医や学校医が登校を控えるべきと判断した期間、(2)－③については、症状が改善するまでとすること。

※(1)－③については、在宅学習願を提出いただくこととなります。その際、様式をお渡しますので、学校までご相談願います。

※地域の感染レベルの変動に伴い出欠の取り扱いに変更が生じた場合は改めてお知らせします。

【本件担当】

備前市教育委員会小中一貫教育課 瀧口

Tel 0869-64-1858